

議案第130号

日生観光情報センターサンバースの指定管理者の指定について

次のとおり日生観光情報センターサンバースの指定管理者を指定することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第6項の規定により議会の議決を求める。

施 設 の 名 称	指 定 す る 団 体	指 定 の 期 間
日生観光情報センターサンバース	備前東商工会	令和 7年 4月 1日から 令和 8年 3月31日まで

令和6年12月4日提出

備前市長 吉 村 武 司

1 指定管理者の概要

(1) 団体の名称、代表者及び所在

名 称 備前東商工会

代表者 会長 横山 忠彦

所 在 備前市日生町寒河2570番地31

(2) 団体の位置付け

商工会法に基づき設立された法人

2 候補者の選定

(1) 選定方法

非公募

(2) 公募によらない理由

備前東商工会は、産業振興及び観光振興を推進するため、日生観光情報センターサンバースの建設当初から長年にわたって市及び観光協会等と連携している。

また、同商工会は、長年日生観光情報センターの指定管理者であることに加え、サンバースのある建物の区分所有者であり、建物全体の管理を行う上で、効率的かつ経済的な管理運営を行うことができることから、指定管理者として適当と認められる。